

浜松市告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第49条の規定により指定医療機関として次の者を指定したので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示する。

令和8年3月25日

浜松市長 中野 祐介

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション リライアンス浜松向宿	浜松市中央区向宿二丁目17番8号	令和8年3月1日